

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成23年6月20日(月) 午前10時00分～午前10時29分
会 場 委員会室

1. 出席者

2 番 黒川美克、 3 番 柳沢英希、 5 番 柴田耕一、
8 番 杉浦敏和、 1 2 番 内藤とし子、 1 3 番 磯貝正隆、
1 4 番 内藤皓嗣、 1 5 番 小嶋克文
オブザーバー 議長

2. 欠席者

な し

3. 傍聴者

1 番 磯田義弘、 4 番 浅岡保夫、 6 番 幸前信雄、
7 番 杉浦辰夫、 9 番 北川広人、 1 1 番 鷺見宗重、
1 6 番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、経営戦略G L、
市民総合窓口センター長、市民窓口G L、市民生活G L、税務G L、
収納G L、
都市政策部長、都市整備G L、上下水道G L、地域産業G L、
行政管理部長、人事G L、行政契約G L、情報管理G L
会計管理者、監査G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- (1) 議案第44号 高浜市税条例の一部改正について
- (2) 議案第45号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第46号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第47号 平成23年度高浜市一般会計補正予算(第2回)
- (5) 陳情第4号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情
- (6) 陳情第6号 郵政民営化抜本見直しに関する陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る6月16日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案4件及び陳情2件です。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

異議なし

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会の記録の署名委員の指名についてです。本件につきましては、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

異議なし

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小嶋克文委員を指名いたします。それでは、当局の方から説明を加えることがあれば願います。

説(行政管理部) 特にございません。

《質 疑》

(1) 議案第44号 高浜市税条例の一部改正について

質 疑 な し

(2) 議案第45号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

問(12) 議案45号で結核の人を90日にするとでているのですが、結核ってというのは、なかなか治りにくいという病気ですが、それがなぜ90日になったのかその点お示してください。

答(人事) 結核性疾患の病気休暇が、90日に短くなっておるわけですが、これは本会議の総括質疑でも申しあげましたけれども、例えば結核性疾患の罹患率や平均入院日数がこのところ低下傾向にあると、こういった結核をとりまく環境というのが、昭和20年代まで結核というのが、大きな猛威を振るっておったんですけれども、最近では状況が大きく変化しておると、それから民間企業におきまして病気の種類によって病気休暇の期間の取扱いが異なるという企業が非常に少数であるということ、それから、公務における結核性疾患の罹患者数が非常に少ない、さらに長期間の療養を要する場合には、病気休暇の後に病気休職によりまして引続き勤務をしないことができると、こういったことから病気休暇の特例的な上限期間というものを設けなくても十分対応できるということです。

問(12) 公務の職場では、ないというような、少ないというような話もでしたが、結核というのはずっと消えていたといえますか、ほとんどなかった病気ですが、また最近出て、ふえているというような傾向があるというふうに伺ってますし、結核だっていう事が分からなくて結核になった場合に、なかなか治りにくいというか菌が出ない場合でも安静にしていなきゃいけなかったり、栄養しっかりとらなきゃいけなかったり、いろんな場合があると思うんですね、そういう場合に90日にしてしまうとなかなか治すっていうことが大変難しくなってくるかと思うんですが、その点ではどういうふうに考えてみえるんでしょうか。

答(人事) 委員、確かにおっしゃいましたように、最近結核の罹患率が、先

ほど昭和20年代云々というお話いたしましたけども、それから若干復活しているということを私も承知をいたしております。公務における結核疾患の罹患率云々というお話ですけども、私は今年で38年目、公務員をやっておりますけども市の職員が結核でという話は一度も聞いたことがないという状況です。確かに初期の段階では最近ほんといよいよ薬ができて、治癒率というのが大変高いんですけども、それを逃しますとやはり長期ということもあるわけですけども、そうした場合に先ほど申し上げました病気休暇というのが90日間ですが、それ以後病気休職っていう、引続き勤務しなくていいという制度も準備しておりますので、それは十分対応できると考えております。

(3) 議案第46号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

問(12) 今現在ですね、臨時職員で該当する方っていうのか、臨時職員の方は何名ぐらいみえるのかお示してください。

答(人事) 今回の育児休業条例の一部改正っていうのは、育児休業が取得できるというのは、非常勤職員のごく一部、限定的なごく一部でございます、臨時職員は今回の育児休業条例の対象外になっております。で、臨時職員というのはもともと育児休業とることができないということです。臨職さんはもともとできないんですが、臨職さんの数につきましては今ちょっと詳細な資料を持ち合わせておりませんのでよろしくお願ひします。

問(12) 後でいいので、また、お示しをしていただきたいと思います。

(4) 議案第47号 平成23年度高浜市一般会計補正予算(第2回)

問(5) 20ページと21ページをお願いします。電算の工事請負等の関係のことですけど、夜間、要するに無人ということで、今まで市役所等でも水害等関係ない所に電算室があったわけですけど、今回、地震対策等とのことでいきいき広場の方へ移ると移設をされるということなんですけど、三高線の方からの水の心配があるというふうに、現場をみて私は思っておりますので、病院等、昔、病院等の地下室が冠水したというようなこともありますので、二度とこういったことにならないように水対策をしっかりとっていただきたいと思います。

いうふうに思っていますけども、一度お答えください。

答（情報管理） 今回の電算室の移転先の浸水対策ということで御質問いただきました。委員の御心配されるのは、多分洪水等ではなくて大雨時の流入を心配されていらっしゃるんだと思います。大変、私どももその点につきましては考慮するかたちで、入口のかさ上げ、それから床面をフリーアクセスという形で上げてまいりますので、そういう対策については、今回の御質問もございましたので、十分配慮して進めてまいりたいというふうに思っております。

問（12） 今、夜間無人になるという話の返事がないと思うんですが、その点はどうなんでしょう。

答（情報管理） 無人の対策についてということでお答えさせていただきます。予算の方にも計上してございますが、今回、セキュリティ面の警備委託のほうをかけてまいるということで、無人の警備対策を行ってまいるということで考えております。

問（13） 私もその電算管理費のところちょっとお願いをしたいんですが、移転をする、今防災云々という話がありましたけども、これはですね、ここでは、この4階ではダメだということですよ。その防災管理的に、一步前進してですね、この庁舎あるいは分庁も含めてね、そういう部分の考え方のもとでもあるのかなというふうにも思いますが、その辺いかがですか。市民の方ですね、やっぱり、電算室が向こうへ行く、ここであえてやらないということは、やはり、そういった、例えば分庁あるいはまたこの庁舎の建て替え、こういった問題もですね、ひとつ一步前進というのか、一步踏み込んだのかなという意見がでてくると思いますが、その辺ちょっとお答えいただければと思いますが。

答（情報管理） こちらのほうの4階から移設するという、もともとの根本論の御質問で大変示唆に富んだ御質問だと思いますが、この本庁を耐震化する若しくは別な形にする、いろんな選択肢があるわけですが、その中で、電算室というのは、一度稼働を始めますと止めることが大変難しいといえますか、業務上、止めることが難しいシステムになります。そういった点から、今後どういったような選択肢をもつにしても、電算室を今回移転することによって、その選択の幅が広がるというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

問（13） 選択の幅が広がるということは、重々わかるわけですが、その辺一つお願いしておきたいのは、待ったなしの震災、東北の震災を含めましてね、待ったなしの時期にきているのかなというふうに思っていますんで、その辺の方向性、例えば、あり方検討会、公共建物ですね、あり方検討会いろいろあるとは思いますが、そこにお任せしていると、国と一緒に正直いって、進んでいかないというような部分も不安な部分がありますんで、ひとつ早い時期に、ひとつ方向性をいい知恵をお貸しいただければというふうに思っていますんで、お願いをしておきます。

答（市長） おっしゃるとおりでございますが、非常に防災の関心が高まっておるなかで、市庁舎の問題もこれは避けて通れないということでございますが、昨年の繰越し、今年も繰越しがあるんですが、そういったものをですね、いわゆるこれからのいろんな建設用にといたしますか、公共施設の問題に対応するべくですね、少し積ませていただいております。それをもってですね、今後の対応に充てていく予定ではおります。よろしく願いいたします。

（5）陳情第4号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情

意（5） この陳情4号についてはですね、働く者の権利を守り生活の向上を実現してください、ということでもありますけれども、国はもちろん、各自治体においても住民の福祉の増進なり、施策の充実には努めているというふうに考えております。これ以上のさらなる充実を図ってほしいとのことでもありますけれども、こういった現在の厳しい財政状況の中、税の使い方、税のあり方等、考えたときに、これ以上の充実というのには疑問が残ると私は考えております。また、「住民の暮らしを守り安全安心の公務公共サービスを拡充してください」の件についても、それぞれの自治体の特性、事情、環境等、さまざまな要因があることを考えれば、正規職員、非正規職員にこだわらず安全安心を確保し、住民の満足度に応えることができているならば、拡充を図り、さらに税金、税を投入することに対して私は疑問をもちますので、この陳情には反対とさせていただきます。

意（15） いろんな項目がありますが、特に大きい4番目の8番目にあり

ますけども、住民に身近な行政を後退させ、暮らしを破壊する道州制の導入は行わないでください。こういった項目がありますけども、今回のですね、東北において震災の今復興が大変遅れておりますけども、一つの理由として、中央といいますか、政府が速やかな財源手当てができていない、それから、いくつもの規制に縛られて東北の実状に即した復興計画がとられなかった。こういったことが原因の一つとされております。もし、東北の方が道州制なり特区というものが実施されておれば、東北自体に東北全体に財源と権限が移譲され、もっと早く復興が進んだと考えられます。以上の点からしても、道州制の導入が暮らしを破壊する制度とは、こういうふうには決め付けることは、ちょっとこれはできませんので、本陳情には反対をさせていただきます。

意（12） 私は、この陳情4号について、賛成の立場で発言をいたします。1番目の働く権利を守りというところですが、臨時にしろ、非常勤にしろ、最低賃金が最低賃金を時間額1,000円以上にしてほしいという陳情ですが、日本の最低賃金は先進国で最低なんですね。日本の最低賃金月額12万円台なんですけど、購買力平価で計算しますと欧州諸国、先進国の欧州主要国では19万から24万台の高水準になっています。そういう面からいっても、ぜひこれはかえてほしいという陳情ですし、それから2番目の住民の暮らしを守りというところでは、「住宅リフォームの助成制度を創設してください」これは、蒲郡や江南や、今ふえていますけど、愛知県内でもリフォーム助成制度が例えば200万円の枠内で、200万円の仕事でも10万、20万の補助をするというだけで大きな経済効果があるということがわかっていますので、ぜひこういうのをやってほしいということから。3番目の平和憲法のところでは、平和憲法を擁護し核兵器のない世界を実現するために世界で唯一被爆している日本の果たすべき役割というのは、大変大事になっていまして、核兵器のない世界の実現を目指すという点で非核自治体宣言を高浜市が行うなど、世界にアピールするためにもこの陳情には賛成いたします。もう一つ4番目のところで、農業を破壊し日本の食糧主権を放棄するなど地域経済を破壊するTPPに参加しないでくださいというのがありますが、これは、JA全中ですね、反対してますし、物品貿易から原産地規則、貿易円滑化、植物貿易、これさまざまなのが内閣府の資料によってもTPPに含まれることが予想される分野でありまして、国

民生活の多くの分野が自由化や規制緩和の対象になりますし、高浜のJ Aあいち中央ですか、反対していますように、農林漁業団体はじめ、北海道などで経済界や消費者団体を含む地域ぐるみの反対闘争が展開されていることからこの陳情には賛成いたします。

意（２） 私は、先ほど意見の中でもでていましたけれども、私は道州制の導入は賛成ですので、この陳情には申し訳ございませんけれども、反対をさせていただきます。

（６）陳情第６号 郵政民営化抜本見直しに関する陳情

意（３） 陳情第６号郵政民営化抜本見直しに関する陳情書について、私は反対の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。陳情のほうの１項目、２項目、３項目、４項目と四つありますけれども、まず１項目で効率的事業運営とすることと書いてありますけれども、３事業一体経営としてということは効率的ではないということと、ユニバーサルサービスを義務付けるということも２番目、郵便貯金と簡保生命の金融についても書いてありますけれども、こちらのほうもどこの国をみてもですね、民間の金融機関にそのようなユニバーサルサービスの提供を義務付ける国はありませんし、３番目のですね、全国２万４、６００の郵便局ネットワークを維持しと、公平にサービスを提供するとありますけれども、今の状況をみてもですね、郵便、貯金、保険サービスを中心としたサービス、過疎地も含めてですね、提供しているのではないかと。また、郵便局の公共性を踏まえ、利用者の利便性と向上と利用環境の改善への取組みも感じられるという部分です。またですね、コンビニとの業務提携などという形でも努力はされているのかなと思いますので、私は、この陳情に関しまして反対の意見とさせていただきます。

意（１５） 本陳情には、趣旨採択をお願いいたします。郵便事業とか郵便貯金、それから簡保生命３事業一体経営にするという抜本的な見直しには反対でありますけれども、地方の山間部の郵便局の統廃合によるサービスの低下もみられますので、こういった見直しも必要であると思いますので、趣旨採択をお願いいたします。

意（１２） 陳情第６号ですね、これには、ここにも書かれていますが、簡保

の宿問題とか、一連の不祥事など国民、本当に国民の怒りと不信を大きく広げているような状況です。国民のサービス向上の声を受けて昨年からの継続法案としては継続法案として、通常国会、今国会に郵政改革関連法案を提出して成立を目指していますが、この法案は現行の郵政民営化法と比較しても一定の前進的内容となっています。けれども、その片方で重大な問題をはらんでおいて、直接金融サービスを提供するような郵貯銀行や簡保生命会社にユニバーサルサービス義務を課していないことや、郵便、貯金、保険の三事業一体経営になってないこと、郵政改革関連法案の成立、施行にあわせて日本郵便や郵貯銀行、簡保生命の株式を3分の2近く売却することなど大変問題になっています。この大事な問題を訂正するというか、そういう内容を意見書として提案してほしいという陳情でありますので、私はこの陳情に賛成いたします。

意（２） この陳情のタイトルにあります郵政民営化抜本見直しということで抜本的に見直しをするという、こういったことをございますけれども、私は、今現在、国の方でも郵政の見直しについては法案やなんかもだされているようですし、私は全部が全部、今の民営化が悪いというふうには思っておられませんし、先ほど意見の中にもでておりましたけれども、現実はこの地方でも郵政を民営化したことによってサービスが低下しているとそういった話も聞きますので私もこの陳情については趣旨採択でお願いしたいと思います。よろしく願います。

《採 決》

（１）議案第４４号 高浜市税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

（２）議案第４５号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

（３）議案第４６号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

て

挙手全員により原案可決

(4) 議案第47号 平成23年度高浜市一般会計補正予算(第2回)

挙手全員により原案可決

(5) 陳情第4号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情

挙手少数により不採択

(6) 陳情第6号 郵政民営化抜本見直しに関する陳情

挙手少数により不採択

委員長 次に、閉会中の継続調査申出事件についてお諮りいたします。1つ、商業振興について、1つ、農業振興について、1つ、環境事業について、以上3件を閉会中の継続調査申出事件として決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。以上をもって当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前10時29分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長